

2026年度のアクションプラン 及び プロダクトガバナンスに関する補充原則に対する取組

2026年6月



2026年度のアクションプラン

1. お客様本位の業務運営を実現するための方針の策定・公表

- ◆お客様本位の業務運営を実現するための方針については、最新版をホームページに公表します。
- ◆取組みの成果や進捗状況を定期的に公表します。

2. お客様の最善の利益の追求 (原則2及び(注))

- ◆アクティブ・ファンドのパフォーマンス向上を目指します。
- ◆評価機関からの高評価を目指します。
- ◆運用力に対する信頼感の向上を目指します。
- ◆エンゲージメント活動を推進いたします。

3. 利益相反の適切な管理 (原則3及び(注))

- ◆利益相反の可能性について正確に把握し、適切に管理いたします。

4. 手数料等の明確化 (原則4)

- ◆手数料等につき、より良く理解して頂けるよう開示してまいります。

2026年度のアクションプラン

5. 重要な情報の分かりやすい提供 (原則5及び(注1,3,4,5))

- ◆資産運用商品等の内容につき、分かりやすく提供できるよう努めます。
- ◆お客さまにご留意いただきたい事項については、より丁寧な開示に努めます。

6. お客さまにふさわしいサービスの提供 (原則6及び(注3,5))

- ◆幅広いお客さまのニーズに応える資産運用商品等の開発・提供に努めます。
- ◆適切かつ丁寧なアフターフォロー及びお客さまの金融リテラシー向上に資する情報提供に努めます。

7. 適切なガバナンス体制及び役職員に対する適切な動機づけの枠組み (原則7及び(注))

- ◆本「アクションプラン」の策定・全役職員への周知、実行を通じ、適切なガバナンス体制の強化を図ってまいります。
- ◆プロダクトガバナンスの強化を図ります。

「プロダクトガバナンスに関する補充原則」への取組

1. 基本理念（補充原則1）

- ◆企業理念、基本方針、行動指針に基づき、プロダクトガバナンスを確保します。

2. 体制整備（補充原則2及び（注1,2））

- ◆委員会、会議を通じて、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスを検証し、改善に努めます。

3. 金融商品の組成時の対応（補充原則3及び（注1,2,3））

- ◆金融商品がお客さまのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、持続可能性や合理性等を検証します。
- ◆金融商品の適切な想定顧客属性を特定し、販売会社に十分な理解が浸透するよう情報連携します。

4. 金融商品の組成後の対応（補充原則4及び（注1,2,3））

- ◆金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、改善や見直しにつなげます。
- ◆金融商品の組成時の対応及び組成後の対応の検証を行い、必要に応じてプロダクトガバナンス体制全体の見直しを行います。
- ◆想定顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善、金融商品の組成の改善に活かします。

5. お客さまに対する分かりやすい情報提供（補充原則5及び（注1,2））

- ◆運用体制やプロダクトガバナンス体制等について、分かりやすい情報提供を行います。

＜金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係＞

前述のアクションプラン及びプロダクトガバナンスに関する補充原則の各項目の見出しの括弧書きにて、対応関係を示しております。

なお、「顧客本位の業務運営に関する原則」において、以下の各原則及び（注）については、記載の理由により実施しておりません。

該当する原則及び（注）	不実施の理由
原則5（注2）、原則6（注2）	複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等することを行っておりません。
原則6（注1,4,6,7）	顧客に対して直接に金融商品・サービスの販売・推奨等を行っておりません。